

## 公共下水道に排除する下水の水質基準

項目	特定施設：水質汚濁防止法に規定する特定施設	
	特定施設の設置者	特定施設を設置していない者
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
シアン化合物	1mg/L以下	1mg/L以下
有機燐化合物	1mg/L以下	1mg/L以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
六価クロム化合物	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
ジクロロメタン	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
四塩化炭素	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L以下	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下	3mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
チウラム	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
シマジン	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
チオベンカルブ	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
ベンゼン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
セレン及びその化合物	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
ほう素及びその化合物	(中央処理区)	230mg/L以下
	(銭函処理区、蘭島処理区)	10mg/L以下
ふっ素及びその化合物	(中央処理区)	15mg/L以下
	(銭函処理区、蘭島処理区)	8mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下
フェノール類	5mg/L以下	5mg/L以下
銅及びその化合物	3mg/L以下	3mg/L以下
亜鉛及びその化合物	2mg/L以下	2mg/L以下
鉄及びその化合物(溶解性)	10mg/L以下	10mg/L以下
マンガン及びその化合物(溶解性)	10mg/L以下	10mg/L以下
クロム及びその化合物	2mg/L以下	2mg/L以下
水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満	5を超え9未満
生物化学的酸素要求量	600mg/L未満	600mg/L未満
浮遊物質	600mg/L未満	600mg/L未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(鉱油類含有量)	5mg/L以下
	(動植物油脂類含有量)	30mg/L以下
温度	45度未満	45度未満
沃素消費量	220mg/L未満	220mg/L未満

また、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設の設置者には、以下の基準があります。

項目	特定施設の設置者
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下

内に適合しない排水を下水道に流した工場及び事業場には、下水道法による罰則があります(直罰規定)。

内に適合しない排水を下水道に流した工場及び事業場には、排水の水質の改善命令、下水道への排水の一時停止命令等を行うことがあります。